

議員提出議案第1号

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月6日提出

提出者

和歌山県議会議会運営委員会

委員長 森 礼子

和歌山県議会議長 藤山将材様

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会議録の記載事項) 第116条 略 2 議事は、速記法その他議長が適當と認める方 法によって記録する。	(会議録の記載事項) 第116条 略 2 議事は、 <u>速記法</u> によって <u>速記</u> する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理由)

本会議の記録手法の改正を行うため、この規則案を提出するものであります。